

各位

会社名 株式会社倉元製作所  
代表者名 代表取締役社長 時 慧  
(コード番号 5216)  
問合せ先 取締役 小峰 衛  
電 話 0228 - 32 - 5111

## 債務超過解消による猶予期間の解除に関するお知らせ

当社は、2018年12月期において債務超過の状況となり、株式会社東京証券取引所における上場廃止に係る猶予期間入り銘柄となりましたが、本日（2021年3月31日）、有価証券報告書を東北財務局に提出した結果、2020年12月期において債務超過を解消したことにより、猶予期間入り銘柄から解除されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

1. 対象となる法定開示書類  
有価証券報告書（第46期 自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

2. 債務超過解消に至った経緯

当社は、2018年12月期において54百万円の債務超過の状況となり、2019年12月期においても1,135百万円の債務超過の状況となりました。こうした状況を受け、当社といたしましては、今後の事業再生と事業継続に向け、財務体質の抜本的な改善を図るため、2019年12月25日付で産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続（事業再生ADR手続）の利用申請を行い、事業再生計画案に対して事業再生ADR手続の対象債権者となるすべての取引金融機関から同意を得て、2020年3月30日付で事業再生ADR手続が成立いたしました。

当社は、事業再生計画案に基づき、2020年3月30日付「事業再生ADR手続きの成立及び債務免除等の金融支援に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、第三者割当増資による新株式の発行700百万円及び取引金融機関より1,107百万円の債務免除を受けました。

以上の結果、2020年12月期の業績は、営業損失314百万円（前期は営業損失358百万円）、経常損失367百万円（前期は経常損失435百万円）、当期純利益734百万円（前期は当期純損失1,081百万円）を計上し、2020年12月末時点の純資産額は301百万円の資産超過となり、債務超過を解消いたしました。

3. 今後の見通し

当社は、2020年3月30日付で成立した事業再生ADR手続のもとで策定された事業再生計画案に基づいて、①売上高の改善、②収益力の改善、③企業力の向上を引き続き進めてまいります。一方で、中長期を見据えた成長戦略の構築に取り組むため、財務基盤を強固なものとし、継続的に収益力を強化することで、企業価値及び株主価値の向上に努めてまいります。

以上